

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

実施機関 田 川 市 長

審査請求人が令和3年9月16日付けで提起した、実施機関が令和3年8月31日付け田環環第104号で行った情報の部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、事業者名を非開示とした部分を取り消す。

審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託事業者選定指名型プロポーザルで選定された業者と実際の契約先業者が変更になった理由が分かる文書及びその際の決裁文書（以下「本件対象情報」という。）について、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項第4号ウに該当するとして、第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年8月24日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件対象情報に関する開示請求を行った。

- (2) 実施機関は、令和3年8月31日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年9月16日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 契約業者名を非開示とすることについて

プロポーザル方式で業者選定が実施され、選定結果は市のホームページでも公表されている。業者名が明記されており、実際の契約業者名を非開示とする理由を条例第10条第1項第4号に求めることは著しく不合理である。

また、業者名を公開することにより請負業者における準備に支障が生じる可能性が高いと判断したとの主張であるが、その根拠は、議会において田川市執行部側が一方的に述べているだけであり、圧力や干渉の証拠が提示されているわけではない。外部から頻繁にかかっていたとする様々な干渉や圧力があつたとすれば、明らかな入札妨害であり、法的措置が検討されるべき事案であるが、田川市がそうしたものについて法的措置に踏み切った形跡はない。むしろ、本件プロポーザルに生じている不正の疑いを排除するための便法に過ぎないと思料される。

さらに、請負業者における業務の準備に支障が生ずるおそれについては、必要な従業員数を満たさなくなるおそれや収集体制が崩れるおそれがあるなどと述べているが、いずれも荒唐無稽な創作に基づく主張であると言わざるを得ない。

実際に業務遂行を妨げる行為が実行されたとすれば、刑法上の名誉棄損罪、偽計業務妨害罪、民法上の損害賠償などの訴えの対象となり得るものであり、あえて、その危険性を承知の上で、阻害する者が現れるとは到底考えられない。

そもそも、プロポーザル参加業者においては、作業人員、資機材、ノウハウなどの必要な条件を契約前に担保されていなければならない、優先交渉権を返上した業者に代わる次点の業者においても人材確保や車両が揃えられないという事態は起こり得ず、そうした事態が起こり得る可能性を有する業者は、プロポーザルに参加していないはずであり、ましてや契約を交わすことなどできない。

また、審査請求人の調べに対し、本件のC工区第1位となった業者の交渉権辞退により、田川市と契約を行うこととなった同第2位の業者は、「社名公表に何の不都合もない」と回答しており、処分庁の主張は既に崩れている。A工区の優先交渉権を辞退した業者に代わり同工区を受注した業者も、当該プロポーザルでA工区からC工区までの全てに参加しており、そのうち、当初はC工区で1位となり、その後辞退したものの、社名は処分庁のホームページ上で公表されており、A工区の仕事を受注したからといって、他業者の妨害により、作業人員の確保や資機材の確保が困難になるという処分庁の主張に合理性はなく、また、現実にもそうした妨害工作は今日まで起きていない。

(2) 本件処分が条例第1条の趣旨に反するか否かについて

本件処分は、条例第1条の目的を逸脱しており、取り消しを求める。

処分庁は、前記の不合理な主張をもって「リスク」と称している。一連の主張は、証拠のない推論に基づくものであり、合理性や現実性を欠いており、到底容認できるものではない。施策の透明性を図り、市民への説明責任を果たすという行政機関としての当然の責務を果たすためにも、本件部分開示決定処分は、当然取り消されるべきと思料する。

2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 契約業者名を非開示とすることについて

選定結果として公表している情報は、田川市一般廃棄物（ごみ）収集業務指名型プロポーザル実施要領に基づき審査を行い、優先的に本業務の契約交渉ができる順位である。他課の案件の公表内容等を参考にして、工区ごとに優先交渉権第1位に限り公開している。

一方で、本件の契約業者名は、条例第10条第1項第4号ウの規定に基づき公開しないこととしている。具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により、市町村（委託を含む）の責務として、一般廃棄物（ごみ）の処理（収集運搬及び処分）を行う必要がある中、令和3年6月23日の田川市議会厚生委員会において、本件の業務委託の手続を進める担当課に対して、外部からの様々な干渉や圧力が頻繁にあったとの答弁がなされていることから、契約後の準備に支障が生

じる可能性が高いと判断した。

生じるおそれがある支障の内容は、干渉や圧力に関与した業者が本件の請負業者ではない場合、当該業者に関する誤った情報、例えば、給料や残業代を支払わない、低賃金で雇用する、長時間労働を強いるなどのデマをインターネットやSNS等で流されることにより、雇用の辞退により必要な従業員数を満たさなくなるおそれや、納入業者に対する圧力により車両等の購入ができず収集体制が崩れるおそれがある。

以上のことから、選定結果として業者名を公開していても、契約業者名を非開示とすることは合理的である。

(2) 本件処分が条例第1条の趣旨に反するか否かについて

請負業者による業務が実施される令和4年4月以降、改めて情報開示請求があれば、請負業者名を開示することとしており、業務の実施時期が近づけば、収集業者名等を広報やホームページに掲載し、公開することとしている。

令和4年4月に本業務が円滑に行えなくなるリスクを冒してまで、条例第1条の目的を達成させるよりは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を重視することが適切であると判断する。

理 由

1 契約業者名を非開示とすることについて

田川市一般廃棄物（ごみ）収集業務指名型プロポーザルにおいて、評価点が第1位となった事業者名については、同プロポーザルの結果を公表する段階で公表されている。

この趣旨は、工区ごとの優先交渉権第1位の事業者名を同プロポーザルの結果としてのみならず、契約予定業者として公表しているものと考えられる。

優先交渉権第1位の業者が当該権利を放棄した本件の場合、実施機関は優先交渉権第2位の業者と契約の協議を行うこととなり、実質的には、優先交渉権第2位の業者が契約予定業者となっている。

したがって、プロポーザルの結果公表時点において、公開していない優先交渉権第2位の事業者名であっても、優先交渉権第1位の業者が契約を辞退したこと等により契約予定業者となった場合は、優先交渉権第1位の業者と同様の趣旨で開示すべきである。

また、実施機関の主張では、優先交渉権第1位の業者以外の契約業者名を公表することにより同業務の準備に支障が生じる可能性が高く、当該支障により同業務が停滞する

と市民生活に多大な影響を及ぼすと判断したとのことであるが、支障が生じる可能性については、既に公表されている優先交渉権第1位の業者についても同様である。

優先交渉権第1位の業者については、支障が生じる可能性を踏まえても、なお、公表による利益を優先していることから、優先交渉権第2位の業者についても、公表による利益を優先することができるかと判断した。

一方、契約予定業者とならないその他の事業者名については、プロポーザルの順位が法人全体の評価と誤認されることにより、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第10条第1項第3号の規定により非開示とすべきと判断した。

また、実施機関が主張している「生じるおそれがある支障」については、令和4年4月以降、請負業者により同業務が実施された後においても、起こり得るものであり、必ずしも、本件において、契約業者名を開示することが直接的な原因となるとは言えない。

さらに、おそれの程度についても、少なからず生じる可能性は認められるものの、現時点において具体的な事実等が確認されていないことから、現実的なおそれとは認められない。

よって、プロポーザルの結果一覧において、契約予定業者となる事業者名についてはその順位にかかわらず、条例第10条第1項第4号ウに該当する非開示情報に該当するとは認められないため、本件処分のうち当該事項に係る部分を取り消し、当該事業者名を開示すべきと判断し、契約予定業者とならないその他の事業者名については非開示にする理由が適当でないことから、本件処分のうち当該事項に係る部分を取り消すべきと判断した。

2 本件処分が条例第1条の趣旨に反するか否かについて

条例第1条は制度の目的について定めているものであり、この規定が単独で開示、非開示の決定に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから本件対象情報のうち一部を除きこれを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和4年3月10日

田川市長 二 場 公 人

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において田川市を代表する者は、田川市長となります。)なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。